

『湘南史友会』・会則

第1条（名 称）

本会は、「湘南史友会」と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は会長宅に置く。

第3条（目 的）

本会は、湘南を中心とする地域の史跡・寺社・文化財・自然などを訪ねることを通じて、この地域の歴史・文化・自然環境に関する認識を深め、地域の保全や発展に寄与するとともに、会員相互の交流親睦を図って、豊かな人生を楽しむことを目的とする任意団体である。

第4条（会 務）

本会は、前条の目的達成のため、会務として次の行事および活動を行う。

1. 定例行事

原則として毎月1回 史跡等の見学や発表会を行う。

2. 特別行事

会員の要望により、見学会を行う事が出来る。

3. 共同研修

他の共通する文化研修団体と交流し、共催する事が出来る。

4. 講師の招聘

会の資質向上のため、外部の有識者を講師として招くことが出来る。

第5条（入退会）

本会の趣旨に賛同し参加を希望する者は、会員になることが出来る。また、事情により、退会する事が出来る。

2. 但し、休退会は事前に事務局に届け出る事とする。

3. 会員として、協調性に欠け、本会の活動・趣旨に反する行動あるときは、是正するよう勧告する。

第6条（会 計）

本会は、会員からの会費、臨時会費ならびに寄付金等をもって収入とし、諸行事費用および会の維持管理に必要な経費にあてる。

2. 会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月末までとする。

第7条（会 費）

会員は、年会費を年度の始めに、又 途中入会者は入会時に納入する。

2. 必要に応じて、臨時会費を集める事ができる。

3. 入会金・年会費・参加費は、別途細則で定める。

4. 納入された入会金・年会費は・参加費は原則として返却しない。

第8条（総会）

年1回、総会を開催し、次の事項を決める。決議は総会出席者の過半数を必要とする。

2. 年間行事に関する企画・計画に関する事
3. 予算・決算に関する事。
4. 役員選任に関する事。
5. 必要に応じ、臨時総会を召集する事が出来る。

第9条（役員及び会友）

本会は、会員の互選により数名の役員を置く。役職は下記とする。

任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

会長：1名、幹事：数名、監査：2名

2. 会長は、役員会にて役員の互選により選出する。
会長は本会を代表し、会務を総括する。
3. 会長は、役員の中から会長代行を委嘱することが出来る。会長代行は、会長を補佐して会務を分担総括し、会長の委任があった時はこれを代理する。
4. 会長は、会務分担のため役員の中から、事務局・会計・監査・その他を行う幹事を委嘱する。
5. 本会に特別な功勞のあった役員を会友とし、会長が委嘱する。

第10条（役員会）

会務遂行のため役員会を毎月1回開催する。

2. 役員会は、毎月の行事及び活動について実施案を取り纏める。
取り纏めにあたり、選定された担当者は事前の調査や下見などの必要作業を行う。
3. 新しい事項は、役員会の決議により行う事が出来る。

第11条（会則の改廃）

会則の改廃は、総会に於いて出席者の過半数の賛成を要する。

2. 細則の改廃は、役員会の決議により行う。

| | |
|------------|-----------------|
| 平成18年1月27日 | 制定 |
| 平成19年4月27日 | 改定 |
| 平成20年4月25日 | 改定(第9条) |
| 平成25年4月26日 | 改定(第3条・第4条・第9条) |
| 平成26年4月25日 | 改定(第5条5項・第9条5項) |
| 平成27年4月24日 | 改定(第4条第2項) |
| 平成28年4月22日 | 改定(第5条第3項) |
| 平成30年4月27日 | 改定(第10条) |